

大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会報告

大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会長

平成 26 年 9 月 4 日に環境・みどり活動促進部会を開催したので、「大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会運営要領」第 4（5）の規定に基づき別添のとおり報告する。

なお、本事項については、「大阪府環境審議会条例」第 6 条第 7 項及び「大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会運営要領」第 4（4）の規定に基づき、環境・みどり活動促進部会の決議を大阪府環境審議会の決議とした。